

第5回年金記録問題に関する特別委員会
平成 25 年 7 月 24 日

資料 3

厚生年金基金との記録突合について

平成 25 年 7 月 24 日
厚生労働省年金局
日本年金機構記録問題対策部

I 基金との突合作業の状況等

1 記録問題工程表における平成25年度の目標

- 第1次審査について、早急に処理を進めるとともに、第2次審査について、25年10月末までに厚生年金基金等から適用事業所の人事記録等の調査結果の報告があったものについて、25年度中を目途に必要な記録訂正を進める。

[備考1]厚生年金基金等からの審査の申出の促進

- ・ 厚生年金基金等からの第2次審査申出については、厚生労働省の指導等により、
 - ①24年11月末までに基金等へ第一次審査の結果を回答したものは、極力25年3月末までを目途に、
 - ②24年12月以降基金等へ第一次審査の結果を回答したものは、極力受付後4か月以内を目途に、厚生年金基金等から審査申出が行われるよう申出を促進する。
 - ・ なお、25年10月末までに申出のないものは、第1次審査の結果をもって審査結果を確定する。
- [備考2]国と基金のいずれかに突き合わせる記録がない事案
- ・ 突き合わせる記録が見つからない原因を除去するための処理及び原因が判明したものの審査を引き続き進める。

2 作業の状況

- 第1次審査は、ほぼ終了し、残るもの（提出期限の昨年10月末以降に基金から審査依頼が提出されたもの）についても本年6月末までに回答をほぼ完了。第2次審査は、今後、審査依頼が基金等から提出されるものと見込まれる。

(1) 第一次審査（25年5月末時点）

| 受付件数 | 第1次審査終了 | 第1次審査未了 |
|-----------|-----------------|---------|
| 4,570,800 | 4,562,396 (99%) | 8,404 |

(2) 第二次審査（25年5月末時点）

| 受付件数 | 第2次審査終了 | 第2次審査未了 |
|--------|--------------|---------|
| 89,419 | 38,726 (43%) | 50,693 |

(参考) 24年度における基金からの一次審査受付件数の推移

| 24年度 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|---------|--------|---------|--------|----|----|
| 受付件数 | 71,484 | 15,575 | 23,918 | 56,602 | 58,875 | 118,424 | 415,706 | 61,953 | 124,340 | 12,454 | 23 | 0 |

3 課題

(1) 基金からの第二次審査提出促進

- 厚生労働省の基金等に対する通知では、「平成24年11月末までに機構から1次調査依頼の回答があったものは極力平成25年3月末までを目途に、平成24年12月以降に機構から1次調査依頼の回答があったものは回答受付後極力4ヶ月以内を目途に、2次調査依頼を機構へ提出すること」とされている(平成24年12月28日年企発1228第1号 年金局企業年金国民年金基金課長通知)。
- 二次審査の提出期限は25年10月末であるので、昨年10月末の一次審査の提出期限と同様、〆切直前に提出が集中しないよう、早期に提出するよう改めて厚生労働省から基金を指導。(平成25年6月12日年企発0612第25号 年金局企業年金国民年金基金課長通知)

(2) 突き合わせる記録が見つかっていない記録への対応

- 国の保有する記録と企業年金連合会が保有する基金加入員記録で、突き合わせる記録が見つかっていないもの(国記録あり・連合会記録なし 約31万件、国記録なし・連合会記録あり 約14万件)については、平成24年2月28日の年金記録回復委員会において、突き合わせる記録が見つかっていない原因の確認作業を行うことを報告し、了承された。
- 確認作業の結果は、別紙1のとおり。

突き合わせる記録が見当たらないものの原因調査の結果（25年5月末時点の状況）

| ケース | 状況 | 件数 | 対応 |
|---|--|------------|--|
| 国記録では基金期間の記録があるが、連合会には基金加入の記録がない (約31万件) | 基金突合せの対象外 ・代行返上基金等の記録 ・脱退手当金支給済みのもの 等 | 約24万件（75%） | 突合せ不要。ただし、記録整備が必要なものについては、代行返上時の記録整備の仕組み等により対応 |
| | 国記録に問題なし | 約4万件（14%） | 連合会において記録を創成 |
| | 国記録又は連合会記録に誤りあり ・基金番号の相違 ・基礎年金番号の相違 等 | 約1万件（4%） | 国記録又は連合会記録を訂正した上で、突合せ作業を実施 |
| | 「国記録なし・連合会記録あり（14万件）」の中に突合せ対象が存在 | 約2万件（7%） | 突合せ作業を実施 |
| 国記録では加入記録がないが、連合会には基金加入の記録がある (約14万件) | 国記録又は連合会記録に誤りあり ・基金番号の相違 ・基金加入員か否かの記録の相違 ・基礎年金番号の相違 等 | 約10万件（68%） | 国記録又は連合会記録を訂正した上で、突合せ作業を実施 |
| | 現時点では突合せ可能 ・平成21年に国記録送付後、現在までの間に、オンライン記録を基金加入期間に訂正済 | 約2万件（14%） | 突合せ作業を実施 |
| | 基金突合せの対象外 ・死亡者 等 | 約1万件（7%） | 突合せ希望者について突合せ作業を実施 |
| | 上記に該当しないもの | 約1万件（10%） | ねんきんネットで当該連合会記録の有無を検索可能にする（26年3月予定） |